



内閣府（防災担当）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討 ワーキンググループ（第7回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和6年10月7日（月）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、阪本委員、宇田川委員、大原委員、加藤委員、酒井委員、
宮島委員、馳 石川県知事（代理）（7名）

2. 議事要旨

事務局から、「9月20日からの大雨について」資料に基づいて説明を行うとともに、跡見学園女子大学 鍵屋教授から「分野横断的な対応について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 仮設住宅について、入居者の生活に支障があった場合、無料で修理するといった対応をしているが、全てを調査することも難しく、入居者はその対応に苦労している。仮設住宅は生活の場であるため、設置するスピードとともに、質を確保するための方策を検討する必要がある。
- 能登地方では建設用地が大幅に不足しているため、水害の危険度は認識しながら仮設住宅の敷地を選定しているという状況であった。今後の災害において、仮設住宅に適した場所が少ない場合の注意点、他の災害のリスクがある場合に仮設住宅利用者に事前に伝えるべき事項、通常とは異なる注意喚起のあり方を検討する必要がある。
- 地震災害に伴う長期間の避難所生活に対する精神的ストレスが、今般の豪雨災害における避難の阻害要因になっていると考えられることから、一層避難を促すための呼びかけのあり方と、避難所の環境改善の両面で検討する必要がある。
- 複数の自然災害で被害がさらに拡大する事例もあることから、被害認定や被災者支援のあり方についても検討する必要がある。

- 現行の災害救助法は、被災者の保護・救済的な思想が基本になっている中、時代の変化に応じて災害救助に「尊厳」を考慮することは非常に重要である。一方、リソースに限られる中、その対応が極端化しないよう、あらゆる人が力を合わせていくというちょうどよいバランスを今後社会で形成していく必要がある。

事務局から、報告書骨子（案）について、資料に基づいて説明を行い、委員等から、明記すべき重要な事項の提案や、国民に我が事感をもって今後の災害に対応してもらうような明確なメッセージを発信する必要がある、現行のやり方に限界がある場合には支援の需要を減らすことと新たなリソースを生み出す両面からの対策を考える必要がある、一般的な地震災害の特徴と半島特性が影響している特徴は切り分ける必要があるなどの意見があった。

以上